［見出しを削る。］ 11‖　附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされた法第二十条第一項の基準に従ってされた認定又は附則第六項の規定によりなお従前の例によることとされた同条第三項の技術上の規格に従ってされた検定は、附則第七項各号に掲げる遊技機の区分に応じ当該各号に定める日から起算して四年を経過するまでの間は、なおその効力を有する。 12‖13‖　［略］ ［略］	10‖　（認定及び検定の効力に関する経過措置） 附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされた法第二十条第一項の基準に従ってされた認定又は附則第六項の規定によりなお従前の例によることとされた同条第三項の技術上の規格に従ってされた検定は、附則第七項各号に掲げる遊技機の区分に応じ当該各号に定める日から起算して三年を経過するまでの間は、なおその効力を有する。 11‖12‖　［同上］ ［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、公布の日から施行する。